

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 令和元年6月12日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 石 井 俊 和（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 伊 藤 吾 朗（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 澁 谷 亮（さいたま地方検察庁検事）

弁護士 太 田 恭 平（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 70代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 欠番

裁判員経験者5番 欠番

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

司会者

本日、司会を務めます、さいたま地裁第2刑事部の石井と申します。よろしくお願いいたします。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の進行でございますが、私の方から、皆さんが担当された事件を簡単に御紹介いたします。御紹介を申し上げた上で、全般的な感想をひと言ずつお聞きしたいと思います。その後、審理、評議に分けて、それぞれの御意見、御感想を伺ってまいりたいと思います。経験者1番の方が御経験されたのは、住居侵入、殺人未遂、器物損壊、銃刀法違反という罪名の事件でございました。被告人は36歳の男性で、被害者が67歳の実の父親と承っております。経過はと申しますと、この36歳の息子さんは、お父さんの下で働いていたんですけども、勤務を休みがちになって、そのうち解雇されてしまう。それで、当初、援助金ももらっていたんですけども、それも使い果たして、自暴自棄に至った。それでお父さんを逆恨みして、夜間、窓ガラスを壊して、実家方に進入し、殺意を持って、首を包丁で切りつけるなどしましたが、全治2週間の傷害を負わせたにとどまったという事件でございます。証人としては3名、被害者であるお父さん、その交際相手、被告人の妹の方からお話を伺われているようでございます。背景には、お父さんが、お母さんとは早くに離婚をされたようなんですけども、交際相手がいて、その交際相手への気兼ねから、だんだん息子さんとか妹さんと距離を置くようになったと。そのうちに籍を入れるみたいな話が出てきて、お父さんの財産の相続人が、籍を入れなければ息子と娘だけだけど、籍を入れると、後妻さんの方になってしまうという金銭的な背景もあった事件と伺っております。それでは、1番の方から、御感想をお聞かせいただけますでしょうか。

1 番

これは家庭の中で起こった問題で、特に父親が再婚するということになって、相続問題で、妹と自分とに入ってくる相続分が少なくなるのではないかと、また、自

分は、仕事の方もきちんと経済的な自立ができてない状態でそれにすぎるような思いで犯行に及んだということは、本来でしたらば、父親が再婚するんでしたらば、それなりにお祝いをするだけの自分に経済的な自立というか、社会人としての気構えというのは持っていなくてはいけなかったにもかかわらず、お金を基にこんな犯行に及んでしまったということは、家庭の中の大変な問題なのか、これからもうこういう問題は結構起こり得るのかなと。とすると、やはりこの若者がなぜこんな犯罪を犯したんだろうかって考えると、どうしてもやっぱり経済的に自立してなかったということが大きいのかなって。そうすると、私は高校の教員を三十何年勤めていたわけなんですけれども、今の学校教育というのは、高校、大学も行くのは当たり前になってるような状況があるんですけど、学校を卒業してから1人で食っていける、そんな教育を受けてるのかということは、私は個人的に反省しました。高校の教育というのは、大学に行くための教育になっていて、本当に自分の好きな仕事というものを、そのまま生かせるような教育、そういうものを受けたんだろうかと。もう少し社会に出てからも、経済的に自立できないような若者ではなくて、高校卒業したら、あるいは大学卒業したら、すぐ仕事をやっていけるような教育のあり方というのは考えるべきなのかなということを高校教員としてやってきた者として思いました。刑務所で刑を受けた者が社会に出てからもやっていけるんだろうか。どういうふうな職業訓練を受けるんだろうか。また実際に出て、社会はそういう者をサポートできる態勢というのはできるんだろうか。これはどこの家庭にでも起こり得るんじゃないかなというようなことを考えまして、自分の仕事柄も含めて、いろんなことを考えさせられました。

司会者

ありがとうございました。前後してしまいましたが、求刑8年に対して懲役5年の刑が宣告されております。

次に、経験者2番の方の事件について御紹介をいたします。事件は強制わいせつ致傷被告事件でございます。被告人は22歳の男性で、事件としては、深夜駐輪場

で、通行中の女性に背後から抱きついて、着衣の上から乳房をわしづかみにして、更に逃走しようとした被害者を路上に引き倒して、馬乗りになって、服を脱げとか、おっぱいを見せろ、見せねえなら次は顔を殴るなどどなって、胸や腹を拳で複数回殴るといった暴行、脅迫を加えて、全治約4週間を要する肋骨骨折等の傷害を負わせたという事件でございます。求刑4年に対して、懲役3年6月の実刑が宣告されております。この事件は、当初弁護人から、酒に酔った状態で、偶発的に起こったものだと、泥酔状態だったというような主張もなされていたと承っております。ただ、被告人に、少年時代に性犯罪の非行歴があったということが、ある種インパクトを持って、後から立証がなされたと承っております。それでは、2番の方から、御感想を頂ければと思います。

2番

この件に関して、最初、強制わいせつ致傷ということで、内容を聞いたときに、被告人の方が、お酒を飲んでいて記憶が曖昧になるということを言ってて、その割りにはよく蹴ったり殴ったりをしてて、なんでそんなことができるのかなと考えてみたんですけども、話を聞いていった中で、後から過去にも非行歴があったという話を聞いて、これは再犯のおそれもありかなんじゃないのかなというのを思ったのが印象に残ってます。

司会者

ありがとうございました。次に、経験者3番の方の事件ですが、こちらの事件も先ほどの1番の方と同様、家族内、家庭内での事件でございます。殺人未遂の事件でして、被告人は当時50歳の女性で、御主人と御主人の80歳のお父さんと3人で暮らしていたと。それで、どうもこの義理のお父さんからいろいろ、ささいなことでどなりつけられるといったことが重なって、怒りを抑えきれなくなって、殺意を持って包丁で、この義理のお父さんの頭を1回突き刺したと。ただ、全治1週間を要する傷害を負わせたにとどまって、殺人自体は未遂に終わったということで、殺人未遂ということになりました。5年の求刑に対して、懲役3年、執行猶予4年、

保護観察付きという結論が下されております。特徴としては、責任能力には影響がないということのようですが、この被告人である奥さんに精神障害の影響があり、尋問等についてはやや苦勞があったように承っております。それでは、3番の方から御感想を頂けますでしょうか。

3番

今おっしゃってくださったように、御病氣ということで、誰がこの被告人を今後支えていくんだろう今もどうしているんだろうという思いがあります。

司会者

ありがとうございました。最後になりまして恐縮でございます、経験者6番の方の担当事件を御紹介いたします。事件は、強盗致傷、銃刀法違反、強盗未遂の事件でございます。カッターナイフを使って強盗しようとして、1人目の被害者を見つけて、カッターナイフで脅して、物をとろうとしたんだけど、被害者に逃げられてしまったと。これは未遂に終わりました。ただ、その直後、5分後に、また別の被害者を見つけて、カッターナイフを示して脅迫して、更には刃を出して切りつけるといった暴行を加えて、現金をとろうとしましたが、抵抗されて現金を奪うには至らず、ただ、加療2週間を要する傷害を負わせたということで、強盗致傷ということで起訴がなされ、そのとおり認定がされた事件と承っております。最終的な主刑としては、懲役6年の刑が言い渡されております。それでは、6番の方から御感想を頂けますでしょうか。

6番

本件、最初聞いたときに、やったことを認めてて、量刑が今回は争点ですという前提を聞いたんで、言い方は悪いのかもしれないんですけど、気がちょっと楽だったなと思います。ただ、最初、強盗というとかかなり重いよと初めて聞かされたというか、やってることは何か自分たちも常に持っているようなカッターナイフで、何かちゃちなことやってるなみたいな感じだったんだけど、やっぱり大変なことだなとか、初めて認識させられました。あと、前に、不起訴になったみたいなんですけ

ど、何か細かいことをちょこちょこやってみたいで、先ほど言われたように、今後、ここでひと言では偉そうに言えないんですけど、自分を見つめ直す時間もここで持ってもらったらいんじゃないかなとか思った記憶はあります。

司会者

ありがとうございました。それでは、以下の意見交換会におきましては、当事者の主張、立証について、御感想、御意見を承りたいと思います。これも初めは順番にお伺いをしていきますが、適宜御意見があれば、その場で挙手をして御意見をおっしゃっていただいても構いませんし、参加いただいている検察官、弁護士、裁判官の方から質問があれば、その都度、御質問を頂いても結構かと思います。まず、1番の方が経験された事件なんですけど、先ほど申し上げたとおり、家族の中で起こってしまった事件で、被害に遭われたお父さん、それから、その交際相手の女性、被告人、被告人妹と、被告人本人を入れると4人登場人物が出てきて、4人とも話を聞いているようでございます。特にお父さんと被告人は分かるんですけども、交際相手とか妹さんとか、そこら辺がどういう形で事件に関わってくるのか、またなぜこの人たちから話を聞くのかといったようなことって、検察官とか弁護士から説明が事前にあったのでしょうか。それとも、あんまりなかったのでしょうか。もし御記憶があればと思ひまして。

1番

被告人の妹に対しては、検察官の方2人がいらっしやいまして、それぞれ話を聞いていて、その妹さんの大体性格的なものとか、ふだんの様子とかというのは、ある程度分かりました。ただ、お父さんの交際相手というか、再婚するかもしれない相手に対する弁護人の方の証人尋問においては、何か記憶としては非常にあっさりというか、ほとんどしなかったという記憶になってるんですね。それで、私はそのときに、なんで、弁護士だったらば、当然被告人の情状酌量というか、こういうふうなことでやむを得なかった、動機はこういう面もあったんだという形で、再婚相手に対して聞いて、そして少しでも情状酌量の余地を持っていくような話をするの

かなって、しかも裁判員が並んでるわけですから、その裁判員に対しても、事実を全て出して、その中で、なるほどこういうふうに被告人は犯行に及んだのかというところが見えれば、私としてはもう少し考えを広げることができたんですけども、そのときの評議のときでも話したんですけど、なんで弁護人の方はきちんともう少し聞いていただけなかったんだろうかということを話したのは記憶にあります。ですから、その辺のなぜなのかなというのが今残ってます。

司会者

ありがとうございます。それから、2番の方の事件では、被害者自身は、証人としてはお越しにはならなかったということですね。

2番

はい。

司会者

酒に酔う程度とか、そこら辺って、証拠調べの過程で、何か印象に残ってるところとかございますか。何か立証が足りなかったとか、十分だったとか、もう少しこういう形で立証する手もあったんじゃないかとか。

2番

その日に犯行をする前にどれぐらい飲んであったか、量であったり、あとカメラ等も見せていただいていたので、そのときの様子等もある程度は分かって、それでも記憶が曖昧という話があって、本当にそうなのかなという、疑問はずっと思っていました。

司会者

カメラというのは、駅などに設置されてる防犯カメラになりますね。

2番

そうです、はい。

司会者

それでは、3番の方にお伺いします。この事件では、当事者は義理のお父さんと

お嫁さんなんですけども、被告人の御主人についてもお話が聞かれております。その尋問等の関係で、何か今、御記憶に残ってるところなどはございますでしょうか。

3 番

被告人の御主人が意見を述べる時、被告人の方が情緒不安定で、休廷まではいかなかったんですが、裁判長さんが一生懸命なだめて、落ち着かせようとしている様子が分かりました。

司会者

結局、大きな破綻はなく、尋問自体は無事終了したという感じでしたか。それとも、相当長く休廷をしたり、あるいは途切れたりといったことがあった御記憶でしょうか。

3 番

長くはなかったので、途中で薬を飲ませてくださいとか、お水を飲ませてくださいとか、その程度です。

司会者

ありがとうございます。6 番の方の担当された事件は、こちらは先ほど御自身からお話がありましたとおり、事実関係には争いがないということで、主に検察官が請求した書証と、それから被告人御自身からのお話が証拠調べの中心となっておりました。この関係で、例えば、検察官、弁護人が、それぞれ何を主張したいか、あるいはどこら辺を強く立証したいかと、そこら辺のメリハリみたいなものを立証、主張の過程で感じたということがございますでしょうか。それとも、そこら辺はあんまりよく分からないまま法廷で時間が流れたという御記憶だったか、そこら辺について、もし御意見があればお話を伺わせていただきたいと思います。

6 番

自分ですと、結構明確に検察、双方、事が進んだんじゃないかなと。ただ、印象が、やっぱり被告人が、比較的何かちっちゃいことをうまく利用してやってるんじゃないかなというか、病気だとか言いながら、やってることはしっかり考えてい

るなとか、犯行の前に病気の薬を大量に飲んで分かんなかったとか、よく分かってるんじゃないかなとかいうような感じは受けました。不明なのはそんなになかった。

司会者

ありがとうございます。今の話というのは、犯行前に規定量を超えて、大量に病気の薬を服用したと。その影響で、ちょっと気が大きくなっちゃったんだというようなお話を御本人がされていたというお話でございますね。この裁判員裁判の中で、よく裁判員の方から御指摘を受けるのが、証人尋問などで、なんであんな質問をしてるんだろうとか、もう少しうまく質問できないのかというような御指摘を受けることがございます。先ほど、1番の方からは、被告人のお父さんの交際相手の関係で、もう少し弁護士から突っ込んだというか、質問があればよかったのにとというお話がございましたが、この証人尋問、被告人質問も含めてですが、検察官、弁護士からの質問で、趣旨が分かりにくかった、あるいは、内容がよく分からなかった、そういう御記憶があれば、教えていただければと思いますが、いかがでございましょうか。どなたからでも結構でございます。それでは、ちょっと3番の方にあえてお伺いをいたしますけども、この御主人は、恐らく今後被告人を支えていきますというような、そういう役割で来られたと思うんですが、その役割どおりの尋問が行われたという結果になったのか、ちょっと頼りないなって、そういう結果だったのか、そこら辺については何か御記憶ございますでしょうか。

3番

実は、犯行に及んだ原因が、被告人の唯一の身内である叔母様に会いに行く前に、御主人が発作を起こして、それがゆえに行けなくなってしまったということも原因の1つに挙がっていて、奥様がどうしても会いに行きたかったというのを、どうして耐えられなかったかなという、その部分も私の中では印象に残っておりまして、この先、病気の者同士支え合っていく片方が犯罪を犯してしまっているわけで、より一層御主人の方がしっかりしなくてはいけないと思うんですが、そういった場面を私たちは見てしまっているんで、支えますって言ったところでどうなのかなとい

う、最後まで誰が被告人を更生させていくのかなという終わり方でした。

司会者

ありがとうございました。他方、2番の方と6番の方の事件は、いずれも言わば通り魔的なというか、路上での事件ということになります。そういたしますと、特に2番の方については、まだ若いということで、今後ちゃんと更生できるのか。また、6番の方は、ある程度年を取られているようではあるんですが、この方についても、ちゃんと今後同じようなことをしないようにできるのか、そこら辺については、弁護人において法廷で御努力がなされたというふうに思われます。その弁護人の情状のための主張、立証について、何か御記憶のところがあれば、教えていただければと思いますが、いかがでございましょうか。どちらの方からでも結構です。

2番

記憶が曖昧かもしれないんですけども、確か被告人が働いてた社長の方も出廷いただいて、今後支えていくという話は出ていました。被告人なりにかなり反省はしているということも言っていたと思います。

司会者

ありがとうございました。6番の方の事件ではいかがだったでしょうか。

6番

記憶してるのは、何かラーメン屋をやりたいという希望があって、ラーメン屋で修行をしてて、それで何かその店が潰れてつらかった時期だと。あとは、謝罪文を書いてしっかり反省してますみたいなことで、弁護をされてました。

司会者

そこら辺の弁護活動は、お2人の胸に突き刺さった部分があったのか、あるいはそうでもなかったのか、その点、率直なところをお聞きできればと思いますが、いかがでございましょうか。

2番

さっきも出たんですけど、元妻の方も来ていて、いろいろ支えますという話はし

ていたんですけども、実際に被告人である本人が、さっきも言ったんですけど、覚えてないであったりとか、少年の頃の話とかも、隠してる部分もあったりしたと思ったので、本当に全てをさらけ出してないというところで、かなり不安はありました。

司会者

ありがとうございました。6番の方には何かコメントございますか。

6番

さっき言ったように、いろいろ弁護もされてたんだけど、不起訴になったときの警察への恨みつらみを法廷の場でいろいろ訴えてました。自分だけが悪いんじゃないとか、その記憶はありますね。だから、本人は分かっててやってるのかなという部分がちょっと感じた記憶は残ってます。

司会者

ありがとうございます。他方、1番の方、3番の方の事件では、家族関係、家族内での出来事なので、実刑にしろ猶予にしろ、いずれ同じ家庭に戻ってくるということが前提となります。そうすると、それを踏まえて、なお猶予にするのか、実刑にするのか、こういった辺りについては相当悩まれたかなと思われます。結果的には、1番の事件では懲役5年の実刑、それから、3番の事件では、同じ殺人未遂なんですが、猶予という結論に至っております。特に1番の方の事件は、ただ逆恨みということからすると、この結論はしょうがないのかなという感じもあるんですが、他方、子供からすると、お父さんから見捨てられたみたいな、そういう見方ができないでもないのかなという感じもいたします。そこら辺の弁護人の見方については、その主張が具体的に自分に何か響くものがあつたのか、それとも、言わば、ためにする主張みたいな、あんまり響かないなというものだったのか、そこら辺については何か御記憶はございますでしょうか。

1番

特に執行猶予ということでは、考えていませんでした。やはりそれなりの厳しい

量刑が必要ではないかというふうに思いました。

司会者

他方、3番の方の事件では、先ほどのようなご事情があるということで、当然といえば当然の結論なのかもしれませんが、それでも何か羽交い締めになされても、無理やり包丁を突き立てたみたいな経過もあって、大丈夫かなというところもあったかと思うんです。そこら辺の弁護人の主張について、ある程度胸に響くものはあったのか、それとも、あんまりそれとは関係なく、猶予をやむを得ないかなという感じを受けたのか、その弁護人の主張がどの程度、御自身の思いに響いたのかといった点について、何か御記憶があればお話を伺いたいと思います。

3番

病気のことを病院にまで行って、先生からいろいろお話を聞いて、弁護人の方が一生懸命、病気はこういったものであるということを説明してくださっていたので、そうすると仕方がないことなのかなって私の中で思ってしまう、それ以上弁護する部分というのが、実際被害者の方も、もう別のところにお住まいになるというお約束になっていて、被告人と被害者が、今後顔を合わせることはないということになっていたんで、それ以上の弁護って、私ももう記憶がないですけども。

司会者

ありがとうございます。精神障害の関係が出たところで、ついでお伺いをいたしますが、今のお話を伺うと、この病気についての説明、証言という形なのか、書面という形なのかは別として、これはある程度法廷で聞いて、納得できたという感じをお持ちになったという理解でよろしいでしょうか。

3番

はい。

司会者

他方、検察官の方は、この事件全体をある程度しっかりと立証していくという責務を持っております。例えば、1番の方の事件であれば、その事件がどういう事件

なのかという見立てを持って主張、立証することになりますし、また、3番の方の担当事件でも同様でございます。この検察官の主張、立証に関して、この点もう少し立証してほしかったなとか、あるいは、ここは立証が過剰だったんじゃないか、あるいは、この点がなんでこういう証拠が出てきたのか、よく意味が分かんないなといった検察官の主張、立証で、何か御記憶に残ってる点があれば、お聞かせをいただければと思います。いかがでございましょうか。どなたからでも結構でございます。

3番

すみません、3番なんですけれども、病気ということで、どうしても心情的な面から入ってしまいがちなところを、検察官の方は、よく証拠をびしびしと出していらっしゃったので、私たちも冷静に考えさせられる的確な証拠をきちんと出してくれたと思っています。

司会者

ありがとうございます。他の方から御意見があれば、お伺いしたいと思います、いかがでございましょうか。これはちょっといろいろ訴訟手続に絡む話なので、単純に何がよいとはいえないんですけども、例えば2番の方の事件ですと、一通り立証が終わった後に、この少年時代の非行歴というのが明らかになったという経過だと思います。御自身の受けた印象では、ある程度そこら辺を分かって、それまでの証拠を見た方がよかったなという感じなのか、それとも、それは昔のことだから、後から聞いても十分だという感じだったのか、その順番について何か今思えるところがあれば、お聞きしたいと思います。

2番

証拠というか、先ほど言いましたカメラであつたりとか、あと被害者の方の手紙等も用意していただいたりとかしていただいて、いろいろ話を聞いた中で、少年時代の話を聞いて、私の中では、その方が衝撃が大きかったというか、それまでいろいろ考えてたことが、がらっと変わったところもありました。それぐらい、私の中

では、過去のいろいろやったことの話というのが、衝撃が大きかったので、どちらの順番がいいのか分からないですけど、私としては、衝撃が大きかったです。

司会者

ありがとうございました。その他、検察官、弁護人の主張、立証の関係で、今御記憶に残ってることがあれば、お聞かせいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。もしないようであれば、御列席の検察官、弁護人、裁判官の方から、これまでの御意見を踏まえて、個別でも結構です。全般的でも結構ですが、何か御質問があれば、承りたいと思いますが、いかがでございましょうか。

澁谷検察官

検察官の澁谷と申します。よろしくお願いします。被告人質問ということで、被告人本人も法廷で話をするという手続があったかと思うんですが、その中で、まああるのが、供述が後退するとか変わるという言い方が適切か分からないですけども、この法廷での話の内容と、いわゆる捜査段階といいますか、法廷に来る前の警察官なり検察官のところで話した内容とが、少し違うんじゃないかとか、あるいは少しニュアンスがもっと違うことを言ってなかったかとか、そういうような話になることがまああるかと思うんですけども、そういったやり取りを検察官なり、あるいは弁護人から質問してて、いやいや警察官のところではこんなことを言ってませんでしたかとか、検察官の取調べではこんなことを言ってませんでしたかとか、そういったやり取りというのがもしあったかどうかというのと、それがあったとした場合に、理解できたかどうか、よく分からない、要は分かりにくいところはなかったかどうかというのを伺いできればと思うんですけども。

司会者

いかがでしょうか。ありそうとすれば、6番の方の事件とかはありそうな感じなんです。

6番

事実関係が双方あれだったんで、淡々とただ説明があって、そのとおりという印

象はあります。さっきも言ったんですけど、前回のことにに関して、いろいろ文句言ったりとか、関係ないのによく言っていましたね。

司会者

前回のというのは。

6 番

前に不起訴になった事件があったみたいなんですね。それで、執行猶予もなしということで、自分のときは、淡々と事実が説明されて、認めたという。

司会者

2 番の方の経験された事件も、覚えてないということだとあまり変わりはないという感じですかね。

2 番

そうですね。検察官の方からいろいろお話があった中で、被告人は覚えてないの一点張りなので、淡々とその話を聞いてというところが大きかったです。

司会者

3 番の方の担当された事件も、言い分としては、そんなに変化があったという感じは受けなかったということでしょうか。

3 番

それが、最初にすんなりと罪を認めて法廷に臨んでたはずなんですが、検察側からの質問を受けて、泣き始めて、殺すつもりはなかったということで、そこでまた時間が掛かりましたので、やっぱり変えてしまうんだなというのは今までにしてます。

司会者

そのときのやり取りで、何か印象に残っていることはございますか。

3 番

裁判長が、まず落ち着くように声掛けをよくしていたということと、検察官は、たとえ病気だとしても、鋭い追及をやめないとまでは言いませんが、検察の方、男

の方ですし、いかついとまではいかないんですが、見た目、普通なんですけれども、多分その方からとれば、恐怖であったのかなというのが分かるぐらいの、被告人はそれぐらいの窮地に陥ったから、証言を変えざるを得なかったのかなという部分もあるので、裁判ってそういうものなんですね。

司会者

ありがとうございました。1番の方が担当された事件では、被告人がなぜ侵入したのか、また、なぜ包丁を持っていったのかという点について、別に殺すつもりとかじゃなくて、自分たちをどう思ってるのか、その理由というか意見を聞きたかったんだみたいなことをおっしゃっていたようでございますが、そこら辺については、捜査段階の供述と公判の供述で変化がありそうな感じだったのか、それとも、ずっとそういうふうに言っていたという印象だったのか、何かそこら辺の被告人の言い分の変化、それから、その言い分の変化があれば、それをめぐる当事者の立証のやり取りなどについて、御記憶があればお聞かせいただければと思います。

1番

すみません、その前に質問があるんですけれども、警察官がいわゆる調書というか、事情聴取したものをまとめますよね。それが検察官の方にはどういう形で行って、検察官はそれに何かを加えるとか、その辺がよく見えないんですね。警察官と検察官の違い、それから調書、それをどういうふうに検察官は扱うのか、その辺のところを、教えていただきたいということと、それから、あと、先ほどお話ししましたけど、検察官の方はそういう面で、審議そのものが、いわゆる一発勝負というんでしょうか、前のような形と違って、それだけで審議するということで、そういうこともあったかもしれないんですけど、男の方と女の方と2人おりましたけど、てきぱきてきぱきという形で、流れるように話されていたんで、その辺では、こういうことでもって犯行が行われたのかという犯行状況については、ある程度つかめました。ただ、細かいことになってくると、その辺は定かではないんですけれども。私が話した後で申し訳ないですけど、さっとその辺のところを教えてください

か。

司会者

せっかくですから、検察官から御説明を頂ければと思います。

澁谷検察官

ちょっと差し出がましいですが、事件が裁判になる前に、検察官の仕事として、これは起訴できる起訴すべき事件なのか、起訴しないで不起訴にすべき事件なのかを決める必要がございます。その過程の中で、本人の言い分を聞いて、本人の言っていることは本当なのか、うそなのか、あるいは証拠としてどうなのかというところを見るために、取調べということで話を聞いて、その内容を供述調書にするという手続がございます。一方で警察も捜査をしますので、警察の方でも話を聞いて、供述調書というものを作っております。それで、検察官は、警察で作られた供述調書、あるいは自分自身が聞いて作った検察官の供述調書と、そういったものも踏まえて、起訴するか起訴しないかを決めていくということでございます。特に裁判員裁判の中では、そういう捜査段階で作成された、警察官の前で作られた供述調書、検察官の前で作られた供述調書というのは、基本的には裁判員裁判のときには出さないで、法廷の供述、裁判員の皆様の前で、被告人が話した供述を基に話を聞いていくということが、原則で運用されているというふうに承知しておりまして、それが先ほど申し上げたとおり、やや法廷になった場合にどうしても供述の内容が変わってしまうというのが発生することがありますので、そういった場合に、正に御指摘いただいた警察官なり検察官の前で作られた供述調書の内容と違う場合に、それをどうやって話していることが変わってるんだ、あるいは前はこういうことを言ってたんだというようなことを被告人に聞くときに、裁判員の皆様に、そこら辺の分かりにくさといいますか、供述調書はこうだよねとか、前はこう言ってたよねっていったときに、いったいいつどこで何を言ってたのかという、そもそも質問の内容自体が分からないというようなことがあるかないかというところで、検察官としてもどうやって分かりやすく質問すればいいのかなというところで悩んでおりまして、正に

検察官が質問する前提として、御質問いただいたように、そもそも被告人は裁判をやる前に、警察官、検察官に事情を話してて、供述調書を作ってるんだ、そういう手続があったんだというところから、実際御説明したように質問したいところなんですけども、それがなかなかできないというところで、どうやって質問すれば分かりやすいのかなというところで、いつも悩んでいるところでございます。

司会者

ありがとうございました。その他、御質問ございませんでしょうか。

伊藤裁判官

これまでの皆様のお話の中でも、証人や被告人への質問の中で、検察官がびしびしと切り込んでいったりですとか、あとはもう少しこういうところを突っ込んで聞いてほしかったというようなお話も少し出てきたところでもありますけれども、そういうところで、もう少しここを聞いてほしかったとか、知りたかったというのが残っていることもあるのかもしれませんが、そういうときに裁判員の皆様方からも質問するチャンスがあるということもありますので、そういうところで解消ができたのだろうか。皆さんの方で質問をしたり、場合によっては、裁判官に代わりにちょっとこれ聞いてよということもあったのかもしれませんが、そういう裁判体からの質問のタイミングで、うまく質問したり疑問点を解消できたり、そういうことがあったのかなかったのかですとか、そういったところで、先ほど証拠の取調べの順番の話もありましたけど、これが先にあったら聞けたのにとか、そういうようなことがもし御印象に残ってる点が御記憶にあれば、伺いたいと思います。

司会者

いかがでしょうか。どなたでも結構でございます。ちなみに、法廷では質問されましたか。

2 番

確かあのときは皆さんで話をして、事件が事件だったので、さっきは順番がという話があったんですけど、逆に最初にあの話をしてしまうと、女性の方はもう

ちょっと違う見方をしてしまったのかなという、女性だけじゃないんですけども、男性でもそうだったので、また違った考え方が出たのかなとは思いました。

伊藤裁判官

裁判の前歴の話ですか。

2 番

はい。裁判員からも全員お話をして、やはり結構、何だろうというところに関しては、皆さんで分からないことは素直に聞いていたので、ある程度分からないものというのとはなくなっていた印象ではあります。

3 番

逆に、控室で裁判長さんが、いいように持っていつてくださるので、質問を、何かこう座談会をしながらも、今の聞いてみるといいんじゃないという形で、でも聞く気がなくても法廷に立ったときに、促すような、自然に、無理やりじゃなくて、今じゃないのというサインを出してくださったので、質問はできました。

1 番

今の3番さんと同じように、評議のときにいろいろ話をして、じゃあこの辺で質問したらいいんじゃないのということで、分担をするような形で、ある程度話合いができてまして、それで、実際にその審議のときには、ちょうど今おっしゃったような、裁判長の方からも、ある程度のこちらに顔をちらっと見るような形があったもんですから、こういうときはいいのかなと思って質問しました。内容については、友達関係がどうなってるのかということについてでした。

司会者

その他、質問などはございますでしょうか。

太田弁護士

主に、1番さんと3番さんへの質問だとは思うんですけども、審理の中で、被害者の落ち度みたいなものを弁護人は主張していたのかどうか、もし主張していたのだとすると、その主張を聞いて、何か思ったこととかがあれば教えていただけれ

ばと思います。

1 番

それについては、特に記憶はないんですけれども、弁護人の方は一生懸命考えて、発言はされていたというのは記憶にはあるんですけれども、端的に言うと、私に裁判員の方に何か訴えるような、何か響くような、そういうものの記憶がなかったものですから、だから何話してたかなというような感じで終わっちゃってるんですね。ただ、一生懸命弁護人の方は話していたことは事実ですけれども、あまり響くようなことは、申し訳ないですが、私がぼーっとしてたのかもしれないんですけれど、響くものがなかったということなんですね。

太田弁護士

1 番さんに、例えば、被害者が子供を捨てたみたいな非難というのは、これは被告人が言っていて、特に弁護人が言ったわけではないんですかね。1 番さんの判決の中に、ちょっとそういうのが、被害者の落ち度みたいなものが出てきたので。

1 番

すみません、記憶にないんですけれども、申し訳ありません。

太田弁護士

ありがとうございます。

3 番

御病気ということで、弁護人の方は寄り添う感じが、特に声に聞こえて慰めるとかじゃなくて、声に聞こえなくても寄り添っている感じがあったんですが、検察官の方から、殺害をしようとしたときに、包丁をどういうふうに持ってましたかって言われた時点辺りから、我を忘れるところがあって、そういう質問もあるかもねというのを、あらかじめ言うのも何ですが、やっぱり御病気の上に、そういった心情に迫るような質問もある程度想定して説明してあげていれば、あそこまで我を忘れて、殺す気はなかったみたいなことも、泣いたりもしないで、我を最後まで保てたのかなと思うので、そこですね。

司会者

3 番の方の担当された事件では、おしゅうとさんが見方によってはちょっといじわるというか、それでいじめられたっぽい見方もできたと思うんです。そこら辺を弁護人が強調されていたのか、それともそれほどでもなかったのか、また、強調されていたとすると、その主張をどういうふうに御自身が受け止められたのか、そこら辺についてお話が伺えればと思います。

3 番

事件当日も、おしゅうとさんと仲よくしたいがために作った食べ物を拒否されたということで、それも引き金になってるんですけれども、私からすれば、そういったことって、義理の父親ということで、ありがちなことで、感情もむき出しになるのは当然のことだと思うので、そこをきちんと弁護人の方も説明してくださって、そういったのも引き金になってますというのは、よく説明してくださってたと思います。

太田弁護士

ありがとうございます。

司会者

それでは、意見交換会の後半を始めたいと思います。後半では、主に評議について、皆様の御意見、御感想を伺いたいと思います。まず、お伺いしたい点の1つは、今回の事件については、事実関係はあまり争われるところではなくて、主に量刑についての評議が中心になったと思います。その量刑の評議については、恐らく裁判官の方から、量刑というのはこんなふうに考えるんだよというような御説明がなされたのではないかと思うんですが、そこら辺の説明について、ちょっと長いとか分かりにくいとか、もう少しこう工夫してくれればよかったのに、何でも結構です、何か御記憶に残ってるところがあれば、お聞かせをいただければと思います。いかがでございましょうか。どなたからでも結構です。併せて裁判官の方からは、タイミングはさまざまあると思うんですが、量刑検索システムというのをを使って、いろ

いろな過去の事例や、量刑の分布の棒グラフなども示されたかと思います。このグラフの使用について、何か御記憶に残ってる点などがあればお聞かせをいただければと思いますが、いかがでございましょうか。例えば、6番さんの御担当された事件では、もう事実関係はほとんど争いがなくて、量刑だけで、事案としても、おそらく強盗致傷の事案というのは、これまで裁判例がたくさんあって、その中で、どのぐらいの場所に当てはめるのがいいのかみたいな、そんな議論がなされたかと推察されます。何かこの量刑の評議の作業の中で、印象に残ってる点などがあればお聞かせいただければと思います。

6番

カッターナイフで、あんまり大した件じゃないのかなと、最初はそう思っていました。今言われたように、まず強盗が付くとかかなり刑が重い前提があるよという説明から受けて、結構大変なあれなんだなと印象がありました。それで、確かに裁判長の方から、かなり詳しく的確に説明を受けたので、その分ではすごい分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。他方、1番の方と3番の方の事件は、殺人未遂ということで、非常に動機なり経過なりがさまざま、表現は悪いかもしれませんが、バリエーションがあり得る事件です。しかも家族内の事件でも、例えば介護に疲れて手を掛けてしまうといったものもあれば、いろんなものがある。その中で、どういう量刑を取られていくのかみたいな議論があったかと思います。その量刑の考え方とか、量刑グラフの使用について、何か御記憶に残ってる点はございませんでしょうか。いかがでしょうか。

1番

評議の際に、量刑がどれだけになるかというのは一番関心がありました。殺人未遂ということで、またその他いろいろなものが、違反が付いてますけれども、その際に、裁判長さん、それからあとは裁判官の方2人でもって、先ほどおっしゃった

ようなグラフを出していただきまして、大体この範囲のものに今までの量刑がなっているということで、当初は確かに私も、いや、もっと違うんじゃないかというような感じもあったんですけど、確かに今までこうやってきてというところがあったので、じゃあその中でということで私は考えました。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。

3 番

素人なので、人様の今後についての責任のある判決を出さなくちゃいけないというのは分かっていたんですけども、なので、ある程度バランスというものは必要と思うんですが、割と私が思っていたものよりも、ある程度答えが決まっている。ある範囲のもの、ここからここまでだよというものを示してくださって、ああ、この中で選ばなくちゃいけないんだという考えになってしまい、本来、先ほどもおっしゃってくださったように、罪を犯すまでの背景がみんなそれぞれ違うのに、でも刑はこの中から選ばなくてはいけないのかという、それは最後まで疑問に思っていたことで、今後も今まで生まれてきてからの経緯も違うし、これからの生き方もみんな違うのに、でも量刑は、本当に狭い、ここからここまでの中から選ぶと妥当だよというようなことに、裁判官さんたちもうまい具合に自然な流れのように持っていってくださるんですけども、本来、そういうものなのかなということがあり、じゃあ今後、すごいいろいろなデータが集まったときに、今度は犯罪をする人たちが、もしかしたら3年の実刑で済むかなとか、読めるようになってきちゃうのかなというのがあります。

司会者

ありがとうございます。他方、2番の方が担当された事件は、性犯罪ということで、最近さまざま議論がなされているとおり、裁判員裁判になってから、ある程度厳しい結論が出るようになったと言われている分野でございます。また、先ほど来お話が出ているとおり、少年時代とはいえ、前に同じような性犯罪を行ったとい

う経過もございました。その関係で、量刑評議の裁判官からの説明や、量刑グラフの使い方などについて、何か御記憶のところがあれば教えていただければと思います。

2 番

私も皆さんと同じように当然初めてで、量刑を決めるところがかなり時間がもちろん掛かって、グラフ等を見させていただいて、大体何年から何年ぐらいですというのを見た中で、確か何度か1人ずつ、私は何年がとかというふうにやりながら、意見を言い合って、それを何度かやって決めたと思うんですけども、個人的にはグラフがないと、もっと広くみんな出ちゃうのかなと思いました。結構な差で何年って出てたので、目安としてはいいシステムなのかもしれないんですけども、さっき3番さんがおっしゃったように、その中で決めなきゃいけないのかなというのも、私もそこは思ったところです。

司会者

ただいま2番の方がおっしゃった、自分としては何年ぐらいという意見を含めて、この量刑評議の中では、裁判員の方お一人お一人から御自身の意見をおっしゃっていただくということが、手続の上で組み込まれております。皆さんが経験した中では、自分の意見を言いやすい雰囲気だったのか、それとも、何となくちょっと、こう言わないといけないかなみたいな、そういう空気の圧力みたいなのがあったのか、何かそこら辺の言葉ではなかなか表現が難しい、お答えいただくのに難しい質問なのかもしれませんけれども、自分の意見を十分に言える雰囲気だったのか、それともそうでもなかったのか、そこら辺については、何か御感想があればお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。例えば、1番の方の担当された事件では、お父さんである被害者の方ですね、被害者の側から見た事件像、それから、お子さんの側から見た事件像、さまざまな切り口があるのかなと。どちらに軸足を置くかによって、相当見方が変わり得る、そういう種類の事件だったかと思います。そういう事件の見方も含めて、御自身の意見を言いやすい評議の環境だったのか、

何か御記憶ございますでしょうか。

1 番

非常に意見は言いやすい状況でした。特にそのグラフを与えられて、いろいろ説明がこういうふうなことで来てますということで、こういうふうな話を受けましたけど、今までもこういうふうなことで来てるんだからというのは、気持ちの方はどっちかという、確かに私は別なところがありましたけど、ただ公平な裁判というか、量刑を考えた場合には、場合によって、裁判員によって、構成されるメンバーによって、上行ったり下行ったりなんていうことは、それは公平性からしてよいことではないと思いますし、だからある範囲の中で、それぞれ裁判員が判断すればいいことであって、それをまたきちんとそういうふうになんて意見をみんな言ってたと思います。その中で決められたということで、特にこういうふうな、何か暗黙にこういうふうな持ってかれたというか、強制的になったというようなあれはなかったというふうには私は思ってますけど。

司会者

ありがとうございました。その他の方、どなたからでも結構でございます。いかがでしょうか。どうぞ。

2 番

私の場合も、かなり発言はしやすかったですし、裁判長や裁判官の方などにナビゲートしていただいて、本当に話しやすく、自分の意見も言いやすかったのは覚えています。

司会者

ありがとうございます。いかがでしょうか。どちらからでも。

6 番

自分の場合は特にものすごい気を楽しんでもらって、裁判長もすごいざっくばらんにいろいろ話ししていただいたんで、すごい気が楽でした。

3 番

多分そういう流れで、裁判長、裁判官の方が、私たち側に多分下りてきて、一緒に立場になってくれて、話を進めていくという流れなんだろうなって分かりつつも、チームみたいな、チーム感を持たせてくれる話合いに持っていったくださる方々で、実は私、その裁判が終わった後、裁判長、裁判官って、こんなものなのかなと思って、二、三か月後かにその方たちがやってる裁判を実際に第三者として見に行っただけですけども、やっぱり違うんだなというふうに、やっぱり私たち側に1回下りて、お話を進めてくださってるんだなというのがよく分かりました。

司会者

ありがとうございます。例えば、評議の場ですと、裁判員の皆様に意見をお伺いをする際に、これは方式の話ではあるんですが、意見のある方はどなたからでも結構です、意見のある方はおっしゃってくださいという形で、意見を伺う場合と、それから順番に、1番の方はどうお考えでしょうか、2番の方はどうでしょうかという順番に意見をお伺いする場面と、幾つか方式があらうかと思います。もちろんその他にもさまざまなバリエーションがあり得るわけですが、その評議の御意見を伺う、いわば手順というか、司会進行というか、そこら辺について何かもっとこうしてほしいなとか、こういう工夫があると、より意見を言いやすいとか、そういう御要望、あとあれば、御教示を頂ければと思いますが、いかがでございましょうか。

1 番

じゃあ、1番なんで、私から話させていただきます。裁判長は、はい、何番さん、はい、何番さん、それでは何番さんどうですかというような感じで、全体の方の話を聞くような気配りは見られたと思います。誰でも難しい状況の中で話をするというのは、どうしても引け目を感じちゃうんですけども、ただそれをうまく裁判長の方、あるいは裁判官の2人の方は、うまくそれをリードしてくれるような感じで、だから全体的に誰かというよりかは、むしろ何番さん、何番さんというような形で、それとあと補充裁判員の方もいらっしゃいましたけれども、補充裁判員の方もそれぞれ話をしてもらえたので、たくさんの方の話を聞けたので、私はよかったと

いうふうに思ってますけど。

司会者

ありがとうございました。どうぞ。

2 番

本当に話しやすかったですし、何か話した後に、まずいこと言っちゃったかなというときもフォローしていただいたりとかして、本当に、あと結構いい意味でというか、言い合えるというか、そういう場も作っていただいたので、こういう考え方もあるんだなという自分で考えないようなことも、他の方からも意見が出て、自分の中ではすごいためになったって言ったらおかしいですけど、勉強になりました。

6 番

先ほども言ったんですけど、本当にいい経験をさせて、いい雰囲気やらせてもらって、すごい気が楽だったです。

3 番

今日みたいに、やはりどなたか意見をつて言われても、なかなか言い出せない人もたくさんいらっしゃると思うので、もう順番でって言った方が時間の短縮にもなりますし、その前提で、もし考え中の人は考え中、意見がちょっとまだ分からないわという人は、分からないというような答えもいいですよという形でやってもらえたら、時間の短縮になるんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。先ほど、2 番の方から、言い合える場を作ってもらったというお話がございました。具体的にどんな場面だったかって、御記憶ございますでしょうか。

2 番

確かにいろいろあったと思うんですけど、量刑のところで意見が年数のところも、こういう理由でこれは少ないんじゃないかとか、多いんじゃないかというのもあったと思います。

司会者

ありがとうございます。今、ひとわり評議の進行等についてお伺いをいたしました。この評議の過程で、今皆さんの御記憶に特に残っている点などがあれば、エピソードでも何でも結構でございます。お聞かせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

1 番

結構、みなさんそれぞれの立場から、ざくばらんに話をされていたので、すごい私はいい経験したなって、私はどっちかという自分だけの考えに閉じこもってしまうタイプなんですけれど、でも同じことについて、こんなにたくさんの人の考え方があって、また一人一人がもっともだなというところもありましたし、それはすごいいい経験をさせてもらったというふうには思ってますけど。

司会者

ありがとうございます。どうぞ。

2 番

性犯罪というようなことで、ニュースとかでは見るんですけども、実際そういう事件に関係して、想像を超えたところの話がいろいろ出てたので、その中でチームじゃないですけど、みんなでいろんな意見を出し合えたというのはとても自分のためになって、いい経験をしました。

司会者

例えば2番の方が担当された事件、お酒を飲んでる方と飲んでない方で、お酒を飲んだときにどうなるのか、そういう話は出ましたか。

2 番

してたと思います。確か量とかも、1日にその日にどれぐらい飲んでたという話もあったので、その量でそうなるのか、そんな記憶がなくなるまで、その前にずっと電車に乗ってきたとか、いろいろあったので、どうなのという疑問から入り、いろんな意見は出てたと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは、御参加をいただいております検察官，弁護人，裁判官の方で御質問があれば，承りたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤裁判官

皆さん，すごく話しやすかったと言っていて、裁判官としては、ほっとしているところもあるんですけども、審議の途中に少し話をしてということもやっぱりあると思うんですけども、審議が終わってから、全て終わってから話合いの核のメーンの部分に入るというのは通常だと思うんですけども、評議の段階に入ってから、ああ、あれ聞いときゃよかったとか、審理の段階でこういうことができてよかったと、そういうような、ちょっと具体的にこれがというところまでは思い出すの大変だと思うんですけども、御印象として評議の段階で、こういう質問しておけばよかったねとか、こういうことがもっと審理の場面で注目しておけばよかったというようなことがあるかどうかというところと、思い出せる範囲で、こういうようなところが審理の段階で分かったらよかったねというような、そういう御感想、御記憶があれば教えていただきたいと思います。

1 番

評議の中では、どっちかというと、やはり検察官の方、それから弁護人の方にいろいろ話を聞きながら、またスライド等を見せていただきながらも、どうしても推量的なものが入ってしまうんですね。そうすると、その推量をどういうふうに解釈するかということで、随分時間を取ったような、自分自身が取ったような感じがするんですけども、これをなかなか難しいのかもしれないんですけど、調書を取る段階で、また検察官の方の話の中で、すみません、よく訳の分からないまま話すんですけど、録音したりとか、場合によっては録画したりとか、そういうものを見られると、もっと話が早く進むのではないかなという感じがするんですね。どうしてもこうじゃなかったのかな、ああじゃなかったのかなというのが多すぎたような感じで、特に今67パーセントぐらいは裁判員になるのは難しいというのがあるような

んですけど、日数が掛かるということも関連すると思うんですけど、私なんかはもう定年退職してるから、まだ時間的に余裕はあったんですけど、現役で若い人で働いてる方が1週間、それ以上取るというのは、いくら職場の方の理解があったとしても、実際今度は職場に戻ったときどうなるのかというようなことも考えなくちゃならないし、できるだけ合理的に短期間でということになると、実際の検察官との、あるいは検察官との録音とか録画っていったものを評議の段階で見たり聞いたりということがあると、もう少し的確に判断できたのかなという感じがあります。ですから、そのときはそれを評議のときに言えばよかったということではないんですけど、今思ってることなんですけれども、そんな感じに思ってます。

2番

このときは、被害者の方、当然といえば当然なんですけれども、お見えになりましたし、被告人も記憶がないということで、もう軽いとか、本人の気持ちという面では、全く分かんなかったのも、お互いですね、なかなか頂いた資料の中で思ったことは、そのときは、私なりには出せたかなって思うんですけども、そうですね、そのときは多分全部話をしたんだと思います。

6番

今、自分は小さい会社を経営してるんですが、今回、経験させてもらって、確かに経験しない前は、時間取られるのつらいなという部分もあった。本当にいい経験をさせてもらって、社員たちがそうなれば、快く送り出してあげたいなという気持ちにはなりました。事件に関しては、正直言って1回こっきりで、そんなにそこまで責任をあれしてもしょうがないなと思って、もう忘れようと思って、やったこととか、そういうことは覚えてますけど、事件そのものはもう忘れようという努力はしてました。いい経験させてもらった。だから、違う面でいろんな責任持った意見とか、結果を出していかないといけないという経験もしていけたらいいんじゃないかなと思いました。

3番

結果的に、被害者のお父さんの方が別のところに家を借りて、もともとお父さんの持ち物に、被告人たちが住むということになってしまったんですけれども、みんながもやんとしてたのが、なぜお父さんが自分の家を息子たちに、加害者の方に差し上げなければいけなかったのかという疑問が残っていたことと、お父さん自身も、そういった別宅に住むことを決めたというのは、お父さん自身も罪を感じてたのかな、いじめすぎちゃったのかなというのを反省してるのかなという、ちょっともやもや感が残る裁判でした。

司会者

ありがとうございました。それでは、終盤ですので、全く角度の違うお話を伺わせていただければと思います。今回、裁判員を経験されて、裁判後は、皆様御家庭や職場に戻って、通常の生活を送られていると思うんですね。その過程で、事件のことをどこまで話してもいいのかとか、話したいけど話せないとか、あるいは人から聞かれたり、あるいは聞く方も遠慮したりとか、そういう裁判中の御家庭の過ごし方、職場での受け止め方、あるいは職務が終わった後の御家庭の受け止め、あるいは職場での受け止め、そこら辺について、何か御感想なり御意見があれば、伺わせていただければと思います。いかがでしょうか。

1 番

私の場合は、もう定年退職して、子供たちも外に出ていまして、女房と2人ということです。それで、今度裁判員になったから行ってくるよって言って、うちへ帰ってきても一切それについては話しません。女房に裁判員制度というのは、どうしたことなのかということについては話したことはあります。まずよくこんな、言葉は悪いですけど、こういった制度ができたもんだというふうに私は驚いてます。裁判所にしても、なんでこう面倒なことを抱えているんだろうと、もう昔のようにぱっぱ、ぱっぱ片付ければ、どんどん、どんどん仕事が片付いていくのに、こういうふうな形で、確かにいろんな裁判員になる人もたくさんのいろんな心情とか、さまざまな考え方の違いを含めながら、裁判所はこれをまとめてどういうふうにつ

てくんだらうというのが、私は女房には話したことがあります。ただ、今振り返って、また今回こういうふうな意見交換会があるということで、私なりに考えてみたんですけど、ああ、こんなふうにして裁判所、裁判官、裁判長、どっちかというところと雲の上の存在みたいな状態だったわけですね。そういう状態だったにもかかわらず、今回のようなこういう裁判員にならしていただいて、先ほども出てましたけれど、非常に気さくに話をしていただいたと、接していただいたと。ああ、こんなふうに裁判長とか裁判官というのはこういう方なのかということで、大分司法っていいですか、大げさな言い方で言いますと法が自分にとって身近な問題になったというふうに思います。話がまとまらなくて申し訳ないですが、市民としての司法との関わりというものを、これからも考えていくし、また女房にも話すし、またたくさんの友達にも話していきたいなと。このままじゃ日本の司法というのはどうなるのかなというような形も一緒に考えてみたいというふうに、何か最後の感想まで話しちゃいましたけれど、そんなふうに思ってます。

2 番

私は、事件が強制わいせつ致傷ということで、私も娘が2人と奥さんがいるので、当時、特に話はしませんでした。終わってから、そういう事件があったんだよという話はした記憶はあります。その後は特に話もせずに、会社では結構興味があるのか、皆さんにいろいろ聞かれたりはしてました。話せるというか、内容は特にはなかったんですけども、選ばれたんだというところでも、みんな結構食い付いてきたというか、話は結構出てました。それで、そのいきさつというか、どういうふうに選ばれてというのは、話せる範囲でというところで話しましたがけれども、皆さん多少なりとも興味はあるのかなという感じはしました。

6 番

逆に周りの方が気を使ってるんですかね。話してもいいのかって。それで、終わったら一応こういう名前とか、そんな時点では忘れてましたけど、内容はこういう内容だったけどみたいな話はした記憶はあります。周りの方が結構気を使ってく

れて、聞かなかったというのが多かったですね。

3 番

私は話してないです。同じ時間と同じ空間を味わった人じゃないと、同じ話ができないということで、同じ裁判員の方と最終日に駅まで歩きながら、終わったねという感じで、じゃあねという感じで終わってます。ただ、うちの娘とは、その後裁判を一緒に見に来ました。

司会者

ありがとうございました。そろそろ終わりの時間が近づいてまいりましたが、何か検察官、弁護士、裁判官の方から、御意見なり、あるいは御質問なりがあれば、承りたいと思います。いかがでしょうか。最後の最後で宣伝になって申し訳ないんですが、裁判員制度施行からちょうど今年で10年になります。現在、さいたま地裁でも、出前講義といって、裁判官が出向いて説明をするという企画をしております。どんな場でも出向いて御説明をいたしますので、もし職場なり地域なりでそういうお声が掛ければまいりますので、是非何かあれば裁判所の方にお問い合わせを頂ければありがたいと思います。それでは、長時間にわたりまして、御意見を承りまして、誠にありがとうございました。今日伺いました貴重な御意見を踏まえて、更によりよい裁判員裁判に向けて、努力をしたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

以 上